

「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について
～確実な処理完了を見据えて～（案）」に対する意見募集の結果について

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口、報道発表、環境省ホームページ

(2) 意見募集期間

平成 27 年 12 月 21 日（月）～平成 28 年 1 月 19 日（火）

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出者・団体数

16 個人・団体

(2) 整理された意見総数

54 件

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1. はじめに		
1	PCB 特措法には 1～6 行目にある事柄よりも前に位置づけられる重要な目標として、「国民の健康の保護及び生活環境の保全を図る」という目標がかかげられており、PCB 廃絶に向けた取り組みもこの目的に向かって行われている。PCB 問題は揮発防止から始まり PCB 機器からの PCB 漏れ判別が重要な事柄となり PCB 使用者、保管事業者の処理費用問題が続くと考える。この問題を念頭に今後の処理完了を見据えなければならないと考える。	御指摘のとおり、PCB 特措法の目的を踏まえ、今般検討した追加的方策を実施し、期限内処理を早期に達成するための取組を進めてまいります。

2. PCB 廃棄物問題の経緯		
2	北九州市への回答として2、PCB 廃棄物問題の経緯 PCB 特措法終了後は新たな法の下対応すると回答しているが、この様な事が起こらないよう検討して頂きたい。	平成 26 年 4 月 23 日付け北九環監廃第 46 号により示された北九州市の受入れ条件は、「如何なる理由があろうと、処理期間の再延長はないこと」等であり、今般の追加的方策はこれを確実に実施するためのものです。 なお、上記受け入れ条件に対する北九州市への回答は「受入条件をすべて受け入れます」というものであり、「PCB 特措法終了後は新たな法の下対応する」との文言は使われておりません。
3	「平成 40 年までの適正な処分」とあるが、条約では処分は努力目標となっているのではないか。しかも PCB の濃度は 0.5 p p m とバーゼル条約などの 50 p p m に上乗せしており日本だけが一生懸命国内で 50 p p m 以下の機器の処分を実施することは国際競争の中で日本の国力を低下させることになると考えられるがいかがか。国際平均にあわせて処分を進めるべきである。	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約においては、締約国が 0.005% (50ppm) を超える PCB を含有する液体及び PCB で汚染された機器について、できるだけ速やかに、遅くとも 2028 年 (平成 40 年) までに廃棄物の環境上適正な管理を行うことを目的とした確固たる努力を払うことと規定されております。 我が国の PCB の処理については、昭和 48 年から民間企業が処理施設の整備に取り組み、全国 39 箇所まで焼却処理施設の設置を試みましたが、地域の同意が得られずすべて断念することとなり、約 30 年間処理が進みませんでした。 このように、国内での PCB 処理施設が立地できなかったところ、化学処理方式での実現に向け、国において処理基準に関する検討に着手いたしました。このとき、化学処理方式を早く実現したい産業界から、早期の処理基準設定について意見があり、無害化処理後の油について、最終的に焼却される時に生活環境保全上の支障とならないことを確保しつつ、PCB の含有量についてアメリカ、カナダにおける脱塩素化の日標値、処理済油中の PCB の分析精度、技術的可能性等を勘案して、油中濃度として 0.5mg/kg 以下になるまで処理されたものを、廃 PCB 等として特別の管理を要しないものとするという考え方にに基づき、安心安全を担保した基準を採用することで、初めて処理施設の立地が進んだという状況を踏まえ、PCB 廃棄物の処理を進める必要があります。

3. 高濃度 PCB 使用製品・廃棄物に係る基本的な考え方と追加的方策

(1) 高濃度 PCB 使用製品・廃棄物に係る基本的な考え方

4	<p>PCB 廃棄物の処理は、安全かつ確実に処理することが大前提である。その上で、当初予定していた平成 28 年 3 月までの処理完了が困難となり、処理促進策を講じた上での処理期限の延長となったはずである。それが、今になって、「相当アクセルを踏まなければ処理期限内に処理を終えることは困難」とは、いささか無謀運転になるのではないかと危惧を抱く。また、ひとたび「北九州 PCB 廃棄物処理施設の排ガスのベンゼン協定値超過」のような事故が起きてしまうと、処理施設の運転が停止するだけでなく、地元との信頼関係も損なってしまう。今後も、北九州事業所に限らず、PCB 処理施設の操業にともなう事故やトラブルは起こりえる。PCB 廃棄物の期限内処理達成の大前段として、JESCO の安全かつ確実な処理が担保できなければすべてが無に帰す。PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策の筆頭として、JESCO の安全かつ確実な処理体勢の再構築をこそあげるべきと思う。</p>	<p>御指摘については、27 ページの 3. (2) エ③ (処理施設の健全性を確保するための方策) に高濃度 PCB 廃棄物については、地元の関係者の理解と協力の下、その処理が進められているものであり、安全確保を第一として適正かつ確実な処理を行うことが大前提であると記載されております。また、1. 及び 5. において PCB 廃棄物の処分は処理完了期限内に一日でも早く「安全」かつ確実に行うことを旨として行うことが記載されております。</p>
5	<p>現時点で可能な手立てをすべて尽くすことが必要である。PCB 処理の 1 番大きな問題は安定器処理と考える。</p>	<p>御指摘のとおり、6 ページの 3. (1) において、高濃度 PCB 廃棄物の現在の処理の進捗状況を踏まえれば、相当アクセルを踏まなければ処理期限内に処理を終えることは困難であり、PCB 特措法等の見直しも視野に入れて、危機意識を持って現時点で可能な手立てをすべて尽くすことが必要と記載されております。</p>
6	<p>3 段目 使用中の段階から必要な措置を講ずる。このことは国土交通省の協力が必要と考える。理由は昭和 55 年度以前に新增改築が行われた建造物の記録が重要になることと、56 年以降 PCB 安定器は流通していないこと。</p>	<p>御指摘については、16 ページの 3. (2) イ③ (関係機関の連携の一層の強化) に安定器の廃止に向け「環境省、事業所管官署、都道府県市、安定器の製造事業者等が連携しながら取り組んでいくことが重要」と記載されております。</p>
7	<p>小中零細企業・個人企業には罰則としての罰金があれば非常に有効と考えます。</p>	<p>御意見として承ります。</p>

(2) 高濃度 PCB 使用製品・廃棄物に係る追加的方策

ア 高濃度 PCB 廃棄物及び使用中の高濃度 PCB 使用製品の掘り起こし調査が完了すること

8	掘り起こし調査に5年もかけて、その後、判明した使用中含むすべてのPCB廃棄物の処理を完了させるというのは、あまりに悠長で気の遠くなる話しである。北九州事業所は、平成31年3月末が計画的処理完了期限である。北九州事業エリアの都道府県分など、これから掘り起こし調査を実施して、判明したPCB廃棄物(使用中含む)の処理が確実にこなえるのかと懐疑的におもう。関連事業者との連携で、最短最速で確実な調査をおこなえるようにあらゆる努力をすべきである。	御指摘のとおり、6ページの3.(1)において、高濃度PCB廃棄物の現在の処理の進捗状況を踏まえれば、現時点で可能な手立てをすべて尽くすことが必要であると記載されております。また、掘り起こし調査については、9ページの3.(2)ア③(国と都道府県市との連携による効率的かつ実効性のある掘り起こし調査の実施)において、掘り起こし調査に用いる情報の精査や積極的周知等が必要であり、関係者間の連携を一層強化して効率的かつ実効性のある掘り起こし調査を実施していくことが適当と記載されております。
9	自家用電気工作物設置者以外の小零細業者及び個人業者にも対象を広げる必要がある。また、都道府県市の構造物・建設物については担当部署の協力が重要である。 実態調査には都道府県市に存在する電気工事組合への協力要請が重要になる。(同旨の御意見ほか6件)	御指摘については、10ページの3.(2)ア③(使用中のPCB使用製品に対する掘り起こし調査の強化)において、環境省、経済産業省、都道府県市、電気保安関係者等の関係者間の連携体制を一層強化することが必要と記載されております。
10	国内での使用をやめ、保管したものを早急に無害化処理することは、いうまでもないが、調査漏れがまだあることが、懸念される。厳密な再調査と保管管理の一層の強化を求める。新たに、PCB含有機器等の使用や保管が判明した場合は、関係者に環境調査の実施を義務付ける。さらに、当該機器の内容や環境調査結果、保管状況、場所間移動、処理計画等は、すべて国民に公表する。	御指摘の「調査漏れ」については、本報告書9ページの3.(2)ア③(国と都道府県市との連携による効率的かつ実効性のある掘り起こし調査の実施)において、調査漏れがないか検証する必要があると記載されております。また、PCB廃棄物の保管については、廃棄物処理法に基づく基準に則り的確に行う必要があり、PCB廃棄物の保管の状況はPCB特措法第9条の規定により都道府県市が公表するものとされております。
11	自家用電気工作物設置者以外でも、PCB廃棄物を保管又はPCB使用製品を使用している可能性があることから、特にPCB使用安定器について、広く国民に周知する必要がある。例えば、一般用電気工作物設置者の定期調査の際に、パンフレットを配付するなどが考えられる。	御指摘のとおり、電気事業法の電気工作物に該当しない安定器については、10ページの3.(2)ア③(使用中のPCB使用製品に対する掘り起こし調査の強化)において、環境省及び都道府県市による掘り起こし調査に加えて、JESCOにおけるPCB廃棄物の処理手続きや、電気工作物に該当するPCB使用製品の掘り起こし調査の際にも、周知を行っていくことが考えられると記載されております。また、40ページの5.において、関係機関においては、PCB廃棄物の適正な処理の必要性に関する事業者、国民への普及啓発等を大々的に行うと記載されております。
12	使用中のPCB使用安定器も対象としたすべてのPCB使用機器を網羅する届出制度とすべきである。例えば、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)(20120919商局第17号)」の届出内容の参考情報として、安定器など電気工作物に該当しない機器に関する項目を設けることが考えられる。	14ページの3.(2)イ③(PCB特措法と電気事業法の届出制度の更なる活用)において、PCB使用製品の使用状況を的確に把握できるよう、PCB特措法に基づく届出制度と電気事業法に基づく届出制度の整合を図りつつ、その見直しを行うことが必要と記載されており、御指摘については御意見として承ります。

13	<p>そもそも電気事業法の届出情報に不備があるため、要調査対象事業者の絞り込みや連絡先住所のアップデート以前に、まず経済産業省が中心となって、電気事業法の無届けの掘り起こし調査を実施すべきである。</p>	<p>御指摘については、10 ページの 3. (2) ア③ (使用中の PCB 使用製品に対する掘り起こし調査の強化) において、電気工作物に該当するものについては、経済産業省において無届けの掘り起こしに向けて報告徴収や立入検査など電気事業法の枠組みを最大限活用し、事業者に対する指導を徹底することが必要であると記載されております。</p>
14	<p>当該製品の製造事業者においては、製造物責任法の趣旨を踏まえ、リコールに準じた徹底的な周知及び回収支援策を講じるべきである。</p>	<p>製造事業者の取組に関しては、9 ページの 3. (2) ア③ (国と都道府県市との連携による効率的かつ実効性のある掘り起こし調査の実施) において、ホームページによる情報発信や相談窓口の設置等の従来の対応に加え、自社の PCB 使用製品の設置者に対して、PCB 使用製品のリストや早期処理の必要性について積極的に周知するよう努めることが必要と記載されております。</p>
15	<p>PCB 廃棄物及び使用中の PCB 使用製品の掘り起こし調査について、国と県の役割として、国は調査方法の効率化等の検討を行い、都道府県市は調査を実施するとされているところである。</p> <p>その調査に関する費用について、国は、調査方法の効率化のための予算はとっているが都道府県市が実施する PCB 使用製品を含めた調査への直接的な財政支援のための予算はないのが現状である。</p> <p>環境省が策定した掘り起こし調査マニュアルでは高濃度 PCB のみを対象としているが、本案には、PCB 廃棄物及び使用中の PCB 使用製品の全体を把握するためにはまだ課題が多くあり、調査対象の拡大等の追加的な対応が求められるように見受けられる。(例えば、P31~32 の低濃度も調査対象に追加する等) 概念上、管内全ての事業者が掘り起こし調査の対象となる (P9) 中、廃棄物に係る指導権限しかないところでは、現状における掘り起こし調査のための予算確保を続けることは難しく、今後調査の拡大など、さらなる対応が求められた場合、国からの財政支援がなくては調査を継続することはできない。今般の「追加の方策」において、都道府県市が実施する PCB 使用製品を含めた掘り起こし調査に、国が直接的な財政支援を行うよう明記していただきたい。</p>	<p>国においては、地方公共団体の行う掘り起こし調査の効率化に向けた予算措置を講じており、平成 27 年度補正予算においても、PCB 廃棄物適正処理対策推進事業として、掘り起こし調査の対象となる全国 86 万事業者の自家用電気工作物設置者に係る情報に、PCB 特措法に基づく届出データ及び JESCO の登録データを突合し、既に届出されたものの情報を除外する等により、集約・整理された調査対象データを地方自治体に提供する事業を実施します。このような取組により、引き続き地方公共団体の事務の後押しをしていきたいと考えております。</p>

16	PCB 使用製品・廃棄物の使用・保管の状況の把握にあたり、報告徴収や立入検査を可能とする制度的措置は必要だが、使用と保管の区切りを明確にする観点から、廃棄物行政を都道府県市が担う一方、使用製品にかかる報告徴収や立入検査は国の関係省庁が行うものとすべきである。	御指摘については、10 ページの 3. (2) ア③ (使用中の PCB 使用製品に対する掘り起こし調査の強化) において、電気事業法の電気工作物に該当する PCB 使用製品については、報告徴収や立入検査など、同法の枠組みを最大限活用することと記載されております。一方、電気工作物に該当しない安定器については、都道府県市が、報告徴収や立入検査を行うことができるよう PCB 特措法の見直しを検討する必要があると記載されております。
17	電気事業法の電気工作物に該当しない安定器だけ触れ、その掘り起こしを都道府県市の責務と位置付けているが、例えば今回触れられていない「PCB 含有シーリング材」などとともに、使用中の安定器を含む PCB 使用製品を一括して経済産業省が把握したうえで、同省の所管事項として使用廃止に向けた指導を徹底すべきである。	電気工作物に該当しない PCB 使用製品としては、安定器の他にも、輸送機器に組み込まれたものや、低濃度 PCB 使用製品もあり、15 ページの 3. (2) ③ (輸送機器に組み込まれた高濃度 PCB 使用製品の廃止に向けた取組) や 32 ページの 4. (2) イ③において、実態の把握等が必要であると記載されており、まずは実態把握を進めてまいります。
(2) 高濃度 PCB 使用製品・廃棄物に係る追加的方策 イ 使用中の高濃度 PCB 使用製品が全て使用を終了すること		
18	都道府県が計画的な使用廃止を促す、あるいは注意喚起の通知など、さまざまな指導はしていても、やはり法的根拠がないと限界がある。早急に、法改正で使用の終了期限を定めて、処理期限までに処理を確実に終わらせる必要があると思う。	御指摘については、15 ページの 3. (2) イ③ (使用中の PCB 使用製品の廃止に向けた取組) において、高濃度の PCB 使用製品については、処理期限に間に合うよう一定の期限を設けてその使用廃止を義務付け、処理期限内に、確実に廃棄物として処理が行われるよう必要な制度的措置を検討する必要があると記載されております。
19	PCB 特措法に基づく届出制度と電気事業法に基づく届出制度の整合性を図りつつ、その見直しを行うとあるが、見直しを行うにあたっては、少なくとも電気事業法においても年に 1 回の定期的な届出制度とし、行方不明を発生させない仕組みを形成すべきである。	御指摘については、14 ページの 3. (2) イ③ (PCB 特措法と電気事業法の届出制度の更なる活用) において、PCB 使用製品の使用状況を的確に把握できるよう、PCB 特措法に基づく届出制度と電気事業法に基づく届出制度の整合を図りつつ、その見直しを行うとともに、使用中の PCB 使用製品が廃棄物として排出される際の橋渡しが円滑に行われるよう関係者間で情報共有が図れる仕組みを構築することが必要と記載されております。
20	使用中の高濃度 PCB 使用製品の使用廃止期限の設定にあたっては、計画的処理完了期限間際まで使用可能にすると、計画的処理完了期限間際に JESCO への処理申込みがなされ、JESCO の処理能力を超えた場合、処理完了期限内の処理が困難となることから、JESCO の処理能力を考慮した使用廃止期限を設定する必要がある。	御指摘については、14 ページの 3. (2) イ③ (使用中の PCB 使用製品の廃止に向けた取組) において、特に高濃度の PCB 使用製品については、処理期限に間に合うよう一定の期限を設けてその使用廃止を義務付け、処理期限内に、確実に廃棄物として処理が行われるよう必要な制度的措置を検討する必要があると記載されております。

<p>(2) 高濃度 PCB 使用製品・廃棄物に係る追加的方策</p> <p>ウ 高濃度 PCB 廃棄物全てについて、PCB 特措法に基づく届出がなされること</p>		
21	<p>パンフレットに PCB の危険性を説明する必要がある。WHO の報告及びエコチル調査がなぜ行われているかを追加するべき。また、安定器の製造、流通数を確認し、どの程度使用、保管されているかを推定する事が必要。すでに埋め立て処分等が行われている事に対しても今後の対策を考えておく必要がある。</p>	<p>御指摘の普及啓発については、6 ページの 3. (1) において、国民、保管事業者及び使用製品を使用する事業者への普及啓発等を大々的に行うことが必要と記載されています。また、9 ページの 3. (2) ア③ (国と都道府県市との連携による効率的かつ実効性のある掘り起こし調査の実施) において、掘り起こし調査について、総体として調査漏れがないかも検証する必要があると記載されています。</p>
22	<p>届け出者の会社名、資格等を確実に証明することで届け出は確実性を増すことが出来ると考える。</p>	<p>PCB 特措法に基づく届出については、届出様式をお示しすることによって届出内容の確実性を担保しているところですが、19 ページの 3. (2) ウ③ (届出データと処理実績データの共通化・一元化) において、電気事業法に基づく届出情報、PCB 特措法に基づく届出情報、JESCO の登録・処理情報の管理手法を共通化・一元化することにより、届出量と登録・処理量の増減関係、紛失事案等の発生状況等について関係者で共有するとともに公表することを検討する必要があると記載されています。</p>
23	<p>長期の保管により当該銘板が汚損して不鮮明になったり、倒産して既に製造者がおらず情報が不足している機器について、安定器の形状等で PCB 含有の有無を判別できるようなデータベースが必要。(同旨の御意見ほか2件)</p>	<p>御指摘につきましては、19 ページの 3. (2) ウ③ (高濃度及び低濃度 PCB 廃棄物の実効性のある判別手法・システムの検討) において、電気機器の製造者の協力の下、高濃度及び低濃度 PCB 廃棄物の判別に必要な情報の整理と当該情報を用いた PCB 特措法に基づく届出情報を一元的にデータ管理するシステムの構築を検討する必要があると記載しています。</p>
24	<p>特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出制度があるのに、年度毎の集計結果だけでは、個別に後追い精査しない限りは、処理が終了したのか、紛失や不適正処理があっても実態がつかみにくい。今からでも、遅きに失することのないように、早急に、データの一元管理をおこない、届け出のあった PCB 廃棄物の確実な処理完了を明確にしてほしい。そして、それら情報をわかりやすく公表してほしい。環境省の「PCB 保管・使用事業場検索」システムなども、年度推移を迫えて、処理完了まで見届けられるようにしてほしい。</p>	<p>御指摘については、19 ページの 3. (2) ウ③ (届出データと処理実績データの共通化・一元化) において、電気事業法に基づく届出情報、PCB 特措法に基づく届出情報、JESCO の登録・処理情報の管理手法を共通化・一元化することにより、届出量と登録・処理量の増減関係、紛失事案等の発生状況等について関係者で共有するとともに公表することを検討する必要があると記載されています。</p>
<p>(2) 高濃度 PCB 使用製品・廃棄物に係る追加的方策</p> <p>エ 届出がなされた全ての高濃度 PCB 廃棄物について、JESCO への処分委託が行われること、その後速やかに当該 PCB 廃棄物が JESCO に搬入され、適正に処理されること</p>		

25	<p>JESCOに搬入された廃棄物に対してのPCB廃棄物に関しては何も心配はないが【主なポイント】にあることについては社名公表、罰金等の罰則の強化が必要である。</p>	<p>御指摘の JESCO への処分委託を促進するための方策としては、26 ページの 3. (2) エ③ (JESCO への処分委託を促進するための方策) のとおり、計画的処理完了期限内の処理を確保するため、事業者による処理の状況を踏まえ必要な場合には改善命令を発出できるよう、PCB 特措法の見直しを検討する必要があると記載されております。</p>
26	<p>保管事業者の破産、死去、相続等に起因して処理が滞っている事案に対する行政代執行による高濃度 PCB 廃棄物の処理にあたっては、地方公共団体が費用負担すると、費用捻出が困難なことや、対応に時間がかかることから、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用すべきである。</p>	<p>御指摘につきましては、26 ページの 3. (2) エ③ (保管事業者の破産、死去、相続等に起因して処理が滞っている事案への対応) において、支援のあり方を検討する必要があると記載されております。</p>
27	<p>安定器等の処分に関しても、JESCO だけでなく民間処分業者の参入も許可し、処分能力・価格などに市場原理をはたらかせることで早期処理を推進してほしい。</p>	<p>PCB の処理については、民間事業者による処理も可能ですが、1970 年代から民間が処理施設の整備に取り組み、全国 39 箇所では処理施設の設置を試みましたが、地元の同意が得られずすべて断念することとなり、約 30 年間処理が進みませんでした。このため、JESCO による処理体制が整備され、現在処理が進められているところです。</p>

4. 低濃度 PCB 含有製品・廃棄物に係る基本的な考え方と追加的方策

(1) 低濃度 PCB 含有製品・廃棄物に係る基本的な考え方

28	<p>大型変圧器（10000kVA 以上）も事業所内で現地解体を実施せずに、処分が出来る様に民間処分会社に促して頂きたい。</p>	<p>御指摘については、39 ページの4.（2）オ③において、安全性の確保を前提とした上で、無害化処理事業者の増加に向けた取組を引き続き進めるとともに、課電自然循環洗浄法の対象範囲の拡大を検討する必要がある旨記載されております。</p>
----	---	--

(2) 低濃度 PCB 含有製品・廃棄物に係る追加的方策

ア 低濃度 PCB 含有製品及び低濃度 PCB 廃棄物のうち PCB 汚染の有無の確認が必要なもの全てについて、確認作業を終了すること

29	<p>低濃度 PCB 廃棄物の包括的な実態把握が必要。処理技術の開発、処分に係る費用負担の低減が必要。(同旨の御意見ほか3件)</p>	<p>御指摘については、29 ページ以降の4.（2）ア～エにおいて、低濃度 PCB 含有製品、廃棄物はその実態の把握が必要である旨記載されております。 また、39 ページの4.（2）オ③において、処理体制の充実・多様化を進めるとともに、その処理料金の低減を図ることが必要と記載されております。</p>
----	---	--

(2) 低濃度 PCB 含有製品・廃棄物に係る追加的方策

ウ 使用中の低濃度 PCB 含有製品が全て使用を終了すること

30	<p>「使用中の低濃度 PCB 含有製品が全て使用を終了することの③今後の検討課題と追加方策において実態把握を十分に行う」旨の記載がある。分析方法についてのマニュアルは整備されているが、PCB 含有機器類全体について、サンプリング方法などを含めた包括的な調査方法が明確でない。アスベスト建材のように、分析方法だけでない網羅的なマニュアルの整備が必要と考える。(同旨の御意見ほか1件)</p>	<p>29 ページ以降の4.（2）ア～エにおいて、低濃度 PCB 含有製品、廃棄物はその実態の把握が必要である旨記載されており、御指摘については御意見として承ります。</p>
----	---	---

(2) 低濃度 PCB 含有製品・廃棄物に係る追加的方策

エ 低濃度 PCB 廃棄物全てについて、PCB 特措法に基づく届出がなされること

31	<p>「低濃度 PCB 廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めるとともに、その処理料金の低減を図ることが必要である。又、安全性の確保を前提とした上で～絶縁油の抜油後の筐体(容器)等の合理的な処理方策を引き続き検討する必要とあるが、「処理費の低廉化や抜油後の筐体の合理的処理等は、低濃度 PCB 処理施策の初期に実施すべき事項である。が、是非、中小の事業者が処理し易い仕組みづくりを実施してほしい。即ち、処理費の軽減助成、海上輸送規制の緩和、設備更新における租税の減免措置等の早期具現化を望む。</p>	<p>39 ページの4.（2）オ③において、処理体制の充実・多様化を進めるとともに、その処理料金の低減を図ることが必要と記載されており、御指摘については御意見として承ります。</p>
----	---	---

	<p>(2) 低濃度 PCB 含有製品・廃棄物に係る追加的方策 オ 届出がなされた全ての低濃度 PCB について、自ら処理又は処理業者への処分委託が行われること、その後速やかに当該 PCB 廃棄物が処理業者に搬入され、適正に処理されること</p>	
32	<p>「低濃度 PCB 廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めるとともに、その処理料金の低減を図ることが必要である。」とあるが、早い段階できちんと処理された方はまともに費用を負担しなけりばならなかつたのに、遅れて処理をした方が大幅に料金を軽減してもらうのは公平性を欠き、あまり安易に議論すべきではない。(同旨の御意見ほか1件)</p>	<p>38 ページの 4. (2) オ②において、低濃度 PCB 廃棄物の処理の進捗状況はまだ初期の段階。この理由として、処理体制の整備途上であったことに加え、費用負担を忌避する保管事業者が存在することが考えられると記載されており、このような状況を踏まえ、PCB 特措法施行令に規定された平成 39 年 3 月 31 日の処理期限に向けて、現時点から低濃度 PCB 廃棄物の処理体制の充実・多様化に取り組む必要があり、御指摘については御意見として承ります。</p>
33	<p>絶縁油の抜油後の筐体(容器)等の合理的な処理方策を検討するに当たって、抜油後の微量 PCB 汚染廃電気機器の筐体(容器)の PCB 量が少ないことは理解できるが、合理化と称して、現行の規制を緩和もしくは無視するようなことは無いようにして頂きたい。さらに、具体的な記載が無いので、どのような方法なのかを記述して頂きたい。</p>	<p>絶縁油の抜油後の筐体(容器)等の合理的な処理方策については、環境省において、「微量 PCB 廃棄物等の適正処理に関する研究会」を開催し、学識者及び関係事業者団体等の助言を得つつ、現在検討が行われております。御指摘については御意見として承ります。</p>
34	<p>「課電自然循環洗浄法の対象範囲の拡大に向けた検討を進める。」とあるが、安全かつ確実に無害化処理できていることを保管事業者だけでなく、行政等の第三者の視点からも客観的に確認できるような方法を検討して頂き、運用して頂きたい。</p>	<p>平成 27 年 3 月 31 日付けで経済産業省及び環境省が取りまとめた「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」においては、課電洗浄に係る記録を関係都道府県市町村及び地域住民から求めがあった場合は、事業者はこれを閲覧させることが適当とされております。</p>

今回の意見募集の対象外の御意見		
35	PCB 廃棄物処理に係る個別の技術の御提案 (4 件)	御意見として承ります。
36	PCB 汚染土壌は土壌汚染対策法に基づき適正に処理すべき旨の御意見 (1 件)	御意見として承ります。
37	在日米軍基地の PCB 含有機器の状況把握の必要性等に係る御意見 (1 件)	御意見として承ります。

※その他の御意見

PCB と関係のない内容 (1 件)